**家庭教師業務契約書**

家庭教師（甲）と、生徒の保護者（乙）は、学習指導に関して、以下の通り契約する。

第１条　授業料

甲は乙の指定の生徒に対し誠実に学習指導を行うものとし、授業料は＿＿＿＿＿円/時を支払うものとする。また支払方法は　手渡し　・　振込　によるものとする。

第２条　交通費

乙は甲に対し交通費として、授業日1日につき＿＿＿＿円を支払うものとする。

第３条　授業時間

・授業は原則として以下の曜日・時間に行うものとする。

　＿＿曜日＿＿時＿＿分～＿＿時＿＿分　　＿＿曜日＿＿時＿＿分～＿＿時＿＿分

・長期連休中や試験期間中における授業スケジュールについては、別途協議のうえ決定するものとする。

第４条　授業時間の変更・キャンセル

甲または乙の都合により、授業の曜日・時間変更を行う場合、授業の前日までにメールや電話によって相手方の同意を得ることとする。授業のキャンセルや振り替えについても同様とする。

第５条　授業料の増減

授業料の増減については、甲による指導の成果、経済事情そのほか諸般の事情を勘案の上、甲乙協議のうえ決定する。

第６条　禁止事項

　・甲は無断欠勤、無断遅刻を行ってはならない。万一遅刻する場合、甲は乙に事前に連絡して了解を得ることとし、遅れた分については授業を延長するものとする。

　・甲は、授業中は学習指導に専念するものとし、学習指導に関係のない活動を行ってはならない。

第７条　契約の終了

甲及び乙は1カ月前に申し出ることにより、いつでも契約を終了することが出来る。

乙は、すでに行われた授業の対価としての授業料とは別に1カ月分の授業相当額を支払う場合、直ちに契約を終了できる。ただし以下の場合、1カ月分の授業料相当額を支払うことなく直ちに契約を終了できる。

　　・本契約の締結から1か月以内の場合

　　・甲が第6条における禁止事項を繰り返す等、契約を直ちに終了させるにつき正当な理由がある場合

第８条　契約条項の変更

曜日・1週間の授業回数やその他の契約条項変更は、甲乙いずれかが申し出て、相手の了解を得られれば実施するものとする。

第９条　信義誠実義務

甲及び乙は、本契約を信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。

本契約書に定めのない事項については関係法令および信義則に基づき、甲乙協議のうえ決定する。

甲乙双方記名捺印の上、各1通本契約書を保有する。

＿＿＿＿年＿＿月＿＿日

甲（家庭教師）　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　　　　　　　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　　電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

乙（保護者）　　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　　　　　　　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　　電話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿